

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について(通達甲)

(平成28年3月15日地域発第72号)

この要領は、被害者連絡実施要領の規定に基づき、署の地域警察官による被害者又はその遺族への訪問・連絡活動を効果的に推進するために必要な事項を定めるものです。